

## 建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が別に定める「建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査業務」（以下、「業務規程」という。）に基づき、センターが実施する技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査業務に係る手数料の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査業務に係る手数料の額は、別表1、別表2に掲げる額（消費税を含む。）とする。

- 1 一戸建て住宅及び共同住宅等の場合は、別表1の手数料となる。
- 2 非住宅建築物の場合は、別表2の手数料となる。
- 3 住宅を含む複合建築物に係る技術的審査の料金は住宅部分に係る別表1の額と非住宅部分に係る別表2の額とを合算した額とする。
- 4 変更申請の手数料は直前の審査をセンターが行っている場合は上記料金表の2分の1の額とする。ただし、内容によっては別途見積もりとする。
- 5 軽微な変更の手数料は1件あたり2,200円とする。
- 6 共同住宅等において共用部分の審査を行う場合は別途見積もりとする。
- 7 非建築物の標準計算方法等による場合は別途見積もりとする。
- 8 設計内容が特別な計算方法等による場合は別途見積もりとする。
- 9 適合証の再発行手数料は5,500円とする。
- 10 手数料表の摘要について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合が別途見積もりとする。

付 則

この規程は、令和4年11月17日から施行する。

別表1 単位：円（消費税込）

住宅の用途	審査区分		手数料
一戸建ての住宅	単独申請	一般	33,000
		型式認定等※1	22,000
	併願申請	追加審査なし※2	5,500
		追加審査あり※3	11,000
共同住宅等 (住戸のみ)	単独申請	一般※4	77,000+4,400×住戸数
	併願申請	追加審査なし※2	5,500×住戸数
		追加審査あり※3	11,000×住戸数

※1 型式認定等とは、評価方法基準による「住宅型式性能認定書」または「型式住宅部分等製造者認証書」という。

※2 追加審査なしとは、センターで性能評価等の申請を同時行う場合、又はセンターで交付した性能評価書等で同等の審査基準を確認できる場合をいう。

※3 追加審査ありとは、追加の審査が評価方法基準 5-1 断熱等性能等級または 5-2 一次エネルギー消費量等級に係る審査のどちらかが必要な場合をいう。

※4 共有部分を有しない共同住宅等において、1 または 2 住戸のみの申請の場合は一戸建て住宅の料金に戸数を乗じた額とする。

別表2

単位：円（消費税込）

非住宅建築物の用途	床面積の合計	工場等用途以外	工場等用途
モデル建物法の 評価によるもの	300 m <sup>2</sup> 未満	66,000	22,000
	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	77,000	24,200
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	88,000	33,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	110,000	44,000
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	165,000	99,000
	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	220,000	143,000
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	275,000	176,000
	25,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	330,000	220,000
	50,000 m <sup>2</sup> 以上	440,000	330,000

標準計算法の評価によるものは別途見積とする。